

令和 6 年 1 2 月 3 日

第 4 回 廿 日 市 市 議 会 議 案
(第 4 回 定 例 会)

廿 日 市 市

第4回廿日市市議会議案目次

報告第23号	専決処分事項の報告について	1
報告第24号	専決処分事項の報告について	3
報告第25号	専決処分事項の報告について	5
報告第26号	専決処分事項の報告について	7
議案第79号	廿日市市サッカー場設置及び管理条例の一部を 改正する条例	9
議案第80号	廿日市市地域包括支援センターにおける包括的 支援事業の実施に関する基準を定める条例の一 部を改正する条例	13
議案第81号	廿日市市立学校設置条例の一部を改正する条例	17
議案第82号	廿日市市消防本部及び消防署の設置等に関する 条例の一部を改正する条例	21
議案第85号	財産の無償譲渡について	25
議案第86号	工事請負契約の締結について	27
議案第87号	損害賠償の額を定めることについて	29
議案第88号	財産の処分について	31
議案第89号	財産の取得について	33

報告第 2 3 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、
次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 1 2 月 3 日

廿日市市長 松 本 太 郎

1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて

損害賠償額 1 2 8 , 7 0 0 円

2 専決処分年月日 令和 6 年 1 1 月 1 5 日

(参考事項)

令和6年9月5日市職員の行為によって発生した車両損傷事故に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

報告第 2 4 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、
次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 1 2 月 3 日

廿日市市長 松 本 太 郎

- 1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて
損害賠償額 1 4 , 7 7 6 円

- 2 専決処分年月日 令和 6 年 1 1 月 2 0 日

(参考事項)

令和6年7月2日市道宮内更地線路上で発生した路面不全事故に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

報告第 25 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、
次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 12 月 3 日

廿日市市長 松 本 太 郎

- 1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて
損害賠償額 25,288 円

- 2 専決処分年月日 令和 6 年 11 月 20 日

(参考事項)

令和6年7月2日市道宮内更地線路上で発生した路面不全事故に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

報告第 2 6 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、
次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 1 2 月 3 日

廿日市市長 松 本 太 郎

- 1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて
損害賠償額 3 6 , 9 0 5 円

- 2 専決処分年月日 令和 6 年 1 1 月 2 0 日

(参考事項)

令和6年7月3日市道宮内更地線路上で発生した路面不全事故に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

議案第 7 9 号

廿日市市サッカー場設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 6 年 1 2 月 3 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市サッカー場設置及び管理条例の一部を改正する条例

廿日市市サッカー場設置及び管理条例（平成１８年条例第４３号）の一部を次のように改正する。

別表の１の表中「７２０円」を「１，０８０円」に、「１，５２０円」を「２，３００円」に、「１，４４０円」を「２，１５０円」に、「３，０４０円」を「４，５９０円」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和７年１月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ この条例による改正後の廿日市市サッカー場設置及び管理条例別表の１の表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以降に施設等の利用の許可を受ける者に係る利用料金について適用し、施行日前に当該許可を受けた者に係る利用料金については、なお従前の例による。

(提案理由)

廿日市市サッカー場の改修に伴い、施設の利用料金の範囲を改正するため、この条例案を提出するものである。

議案第 8 0 号

廿日市市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 6 年 1 2 月 3 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実
施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

廿日市市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する
基準を定める条例（平成２７年条例第４号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「法第１１５条の４６第１項に規定する地域包括支援セ
ンター」の次に「（以下「センター」という。）」を加え、同条第３号中
「もの」の次に「（以下「運営協議会」という。）」を加える。

第３条中「地域包括支援センター」を「センター」に改める。

第４条第１項を次のように改める。

一のセンターが担当する区域（以下「担当区域」という。）における
第１号被保険者の数がおおむね３，０００人以上６，０００人未満ごと
に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数（運営協議会が第
１号被保険者の数及びセンターの運営の状況を勘案して必要であると認
めるときは、常勤換算方法（当該センターの職員の勤務延時間数を当該
センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、
当該センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）
によることができる。第３項において同じ。）は、原則として次のとお
りとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 １人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 １人
- (3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第
３６号）第１４０条の６６第１号イ(3)に規定する主任介護支援専門
員をいう。）その他これに準ずる者 １人

第４条第２項中「地域包括支援センター運営協議会」を「運営協議会」
に、「地域包括支援センター」を「センター」に改め、同条に次の２項を
加える。

- ３ 前２項の規定にかかわらず、運営協議会がセンターの効果的な運営に
資すると認めるときは、複数のセンターが担当する区域を一の区域とし

て、当該区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに第1項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数のセンターに配置することにより、当該区域内の一のセンターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一のセンターに置くべき常勤の職員及びその員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、一のセンターに置くべき職員及びその員数は、別表の左欄に掲げる担当区域における第1号被保険者の数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

(1) 第1項に定める基準によってはセンターの効率的な運営に支障があると運営協議会において認められた場合

(2) 地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一のセンターを設置することが必要であると運営協議会において認められた場合

第5条を削る。

第6条中「地域包括支援センター」を「センター」に、「地域包括支援センター運営協議会」を「運営協議会」に改め、同条を第5条とする。

別表中「第5条関係」を「第4条関係」に、「地域包括支援センター」を「センター」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令において介護保険法施行規則の一部が改正されたことに伴い、地域包括支援センターの人員配置基準を緩和するほか、必要な規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 8 1 号

廿日市市立学校設置条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 6 年 1 2 月 3 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市立学校設置条例の一部を改正する条例

廿日市市立学校設置条例（昭和 39 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、幼稚園」を削る。

第 2 条を削る。

第 3 条中「別表第 2」を「別表第 1」とし、同条を第 2 条とする。

第 4 条中「別表第 3」を「別表第 2」とし、同条を第 3 条とする。

別表第 1 を削る。

別表第 2 中「第 3 条」を「第 2 条」とし、同表を別表第 1 とする。

別表第 3 中「第 4 条」を「第 3 条」とし、同表を別表第 2 とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（廿日市市立幼稚園の教育職員の給与等の特別措置に関する条例及び廿日市市立幼稚園保育料等徴収条例の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

（1） 廿日市市立幼稚園の教育職員の給与等の特別措置に関する条例（平成 17 年条例第 24 号）

（2） 廿日市市立幼稚園保育料等徴収条例（平成 17 年条例第 93 号）

(提案理由)

宮島幼稚園の廃止に伴い、必要な規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 8 2 号

廿日市市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 6 年 1 2 月 3 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を
改正する条例

廿日市市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和４２年条例第
１号）の一部を次のように改正する。

別表中「廿日市市津田１１４７番地１０」を「廿日市市津田１９８９番
地１」に改める。

附 則

この条例は、令和７年２月２１日から施行する。

(提案理由)

廿日市市佐伯消防署を移転することに伴い、その位置を変更するため、この条例案を提出するものである。

議案第 85 号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、市議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 3 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

1 財産の表示

品 名 光ファイバケーブル及び関連設備

数 量 一 式

2 相手方 広島市中区土橋町 7 番 1 号

株式会社 ちゅピCOM

代表取締役社長 山 本 慶一朗

(提案理由)

平成 22 年度に国の地域情報通信基盤整備推進交付金等を活用し、佐伯地域に整備した光ファイバケーブル及び関連設備について、民間事業者へ無償で譲渡するため、市議会の議決を求めるものである。

議案第 8 6 号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 6 号）第 2 条の規定により、次のとおり佐伯総合スポーツ公園多目的広場電気設備工事の請負契約を締結することについて、市議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

- 1 工 事 名 佐伯総合スポーツ公園多目的広場電気設備工事
- 2 工事場所 廿日市市津田地内
- 3 請負金額 1 7 8 , 2 8 8 , 0 0 0 円
- 4 請 負 者 廿日市市串戸四丁目 2 番 9 号
株式会社 中電工廿日市営業所
所長 神 谷 一 彦

(提案理由)

佐伯総合スポーツ公園多目的広場電気設備工事の請負契約を締結しようとするものであるが、当該契約は、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第 87 号

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めることについて、市議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 3 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

1 損害賠償額 610,500 円

(提案理由)

令和6年9月5日平良児童館駐車場で発生した車両損傷事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 88 号

財産の処分について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 6 号）第 3 条の規定により、次のとおり財産を処分することについて、市議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 3 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

1 財産の表示

品 名 美術品

数 量 115 点（日本画 80 点、工芸 34 点及びミクストメディア
1 点）

2 処分価格 91,320,000 円

3 相手方 呉市中央一丁目 4 番 24 号 リベラビル

リベラグループ株式会社

代表取締役社長 山 本 訓 史

(提案理由)

不用の決定を行った宮島歴史民俗資料館収蔵庫に保管する動産を処分しようとするものであるが、処分しようとする動産の予定価格が2,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第 89 号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 6 号）第 3 条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、市議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 3 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

1 財産の表示

品 名 水槽付消防ポンプ自動車

数 量 1 台

2 取得価格 87,450,000 円

3 相手方 広島市中区舟入南三丁目 13 番 3 号

株式会社 三葉ポンプ

代表取締役 筒 井 敏 之

(提案理由)

佐伯消防署に配備する車両を取得しようとするものであるが、買い入れようとする車両の予定価格が2,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。